

漁場油濁被害対策費（継続）

1 趣 旨

漁場油濁事故は依然として発生しており、被害を受けた漁業者の経営に大きな影響を与えている。

船舶、工場等から流出し又は排出される油による漁場油濁であって、その原因者が判明しないものについて、被害漁業者に対する救済金の支給を行うとともに、漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃を推進する措置を講ずることにより、被害漁業者の救済と漁場の保全を図るものである。

2 事業内容

- (1) 原因者不明の漁場油濁事故に対して、被害の拡大を防止するため漁業者が実施する防除活動に対し、その費用を支弁。
- (2) 漁場油濁被害の未然防止及び軽減のために、油汚染防除に関する必要な基本的知識及び対応策について、現場における実技指導等を含めた講習会の開催等を行う漁場油濁防止対策・指導者養成事業、さらに油濁事故の初期における的確な対応を確保するために油防除・海上防災の専門家を事故現場へ派遣する漁場油濁被害対策専門家派遣事業の実施に必要な経費について補助。

3 事業実施主体

民間団体

4 事業実施期間

昭和49年度～平成23年度

5 平成23年度概算決定額（前年度予算額）

58,632千円（61,718千円）

6 補助率

定額

7 担当課

水産庁漁場資源課 03-6744-2382（直）